

立川市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定による。

立川市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

立川市国民保護協議会条例（平成20年立川市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(委員及び専門委員) 第2条 協議会の委員の定数は、 <u>43人</u> 以内とする。 2 ……略……	(委員及び専門委員) 第2条 協議会の委員の定数は、 <u>40人</u> 以内とする。 2 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。